

## 留学特別奨学金規程運用細則

運営委員会

平成31年3月13日制定

(奨学金の申請)

**第1条** 奨学金の申請は、留学開始日の3ヶ月前までとする。

(奨学生選考基準)

**第2条** 選考基準は次の通りとする。

(1) 学力

留学する場合は、以下の条件を全て満たしていること。

- ① 本学における成績評価の直近学期のGPAが2.5点以上であること。
- ② 申請時の取得単位数が各学期に履修登録できる累積授業単位数の上限の2/3以上満たしていること。
- ③ 留学先の言語に関わる外部試験を受験し、結果を提示できること。

(2) 面接

国際交流委員会の面接にて、適格であると認められた者。

(奨学生採用時の提出書類)

**第3条** 採用が決定した後、奨学生は次の書類を提出する。

- ① 誓約書
- ② 留学先からの受入れを許可する書類のコピー
- ③ 留学中の滞在先住所および連絡先

**附則**

- 1 この運用細則は平成31年4月1日から施行する。